

## 独占禁止法審査手続についての懇談会（第10回）議事概要

1 日時 平成26年9月18日（木）16:00～18:35

2 場所 中央合同庁舎第8号館5階共用C会議室

3 出席者

（懇談会委員）

座長	宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
座長代理	舟田 正之	立教大学名誉教授
委員	青柳 馨	日本大学大学院法務研究科教授
	今井 猛嘉	法政大学大学院法務研究科教授
	及川 勝	全国中小企業団体中央会政策推進部長
	大沢 陽一郎	株式会社読売新聞東京本社論説委員
	川出 敏裕	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	川島 千裕	日本労働組合総連合会総合政策局長
	河野 康子	全国消費者団体連絡会事務局長
	榊原 美紀	日本経済団体連合会経済法規委員会競争法部会委員 弁護士
	泉水 文雄	神戸大学大学院法学研究科教授
	中川 丈久	神戸大学大学院法学研究科教授
	三村 優美子	青山学院大学経営学部教授
	村上 政博	成蹊大学大学院法務研究科教授
	矢吹 公敏	弁護士

（その他）

公正取引委員会 松尾経済取引局長、山口審査局企画室長、小室審査局審査  
企画官

（事務局）

内閣府 井上内閣府審議官、独占禁止法審査手続検討室 井内室長、品川参  
事官等

4 会議次第

- （1）開会
- （2）論点に関する検討（自由討議）
- （3）閉会

5 議事概要

- （1）事務局から、任意の供述聴取と審尋の比較とこれらについての議論の整理、適切な休憩時間の確保と休憩時間における弁護士との相談以外の防御権の強化に関する論点、及び調査協力のためのインセンティブの確保等のための方策を取りまとめた資料について説明があった（内容は資料1-1から1-4までのとおり）。

- (2) 榊原委員から、供述聴取における防御権の在り方、企業のコンプライアンスに対するスタンス等に関する資料について説明があった（内容は資料2-1のとおり）。
- (3) 村上委員から、提出資料のうち、行政調査・犯則調査等における供述聴取の在り方並びに裁量型課徴金制度に関する諸論点及び制度設計に関する資料について説明があった（内容は資料2-2①及び2-2②のとおり）。
- (4) 公正取引委員会から、供述聴取の実情に関する資料（供述人1人当たりの供述聴取の回数、時間、1回当たりの平均聴取時間及び休憩回数等についてまとめたもの）について説明があった（内容は資料3のとおり）。また、聴取に時間を要する理由（合意の形成過程を幅広く聴取する必要性、関係者間での供述内容の食い違いへの対応等）、聴取回数の実情（1人当たり20回以上の聴取は全体の約0.5パーセントであり、全体の約97パーセントは10回以内の聴取で済んでいること）等についても説明があった。
- (5) 供述聴取に関連する論点及び調査協力のインセンティブ確保のための方策等について検討が行われたところ、委員から出された主な意見の概要は次のとおり。

なお、榊原委員提出資料に記載の事項のうち、供述聴取時に1時間半から2時間おきに休憩を確保すること及び供述聴取に係る苦情について第三者機関に申し立てる仕組みとすることについては、第8回懇談会で合意に至った事項ではないことが確認された。

（任意の供述聴取と審尋の比較について）

- ・ 任意の供述聴取をどのような条件で行うかについて明確な合意がないまま聴取が行われていることが問題であり、任意であることを明示した上で、独占禁止法の条文に沿った運用をしていくことが出発点ではないか。
- ・ 任意の供述聴取と審尋のどちらも、国民に実態解明に協力する義務があることが前提であり、両者について、ここで議論されている防御権を区別して考える必要はない。

（弁護士の立会いについて）

- ・ 行政調査では、供述人は自らが記憶している事実をありのまま供述することが前提となっており、弁護士による法的助言は「事実を話すように」ということ以外にはないのではないか。
- ・ 制度として認められなくとも、実務の運用として、弁護士が立ち会ったほうが本人の記憶に基づく調書の作成に資するような場合には、公正取引委員会の裁量により、弁護士の立会いを認めることとしてもよいのではないか。

(供述聴取過程の検証可能性の確保について)

- ・ 録音・録画制度については、検証可能性の確保と実態解明への影響のバランスを考慮する必要がある。
- ・ 密室で従業員が1人で臨む供述聴取では、不当な調査を防止することが最も優先されるべきである。録音・録画は、聴取過程を事後的に検証し、透明性・公正性を確保する上で有効な手段であり、弁護士の立会いを認めるよりも、円滑な聴取が妨げられる可能性は少ない。
- ・ 刑事事件と異なり、独占禁止法違反事件においては、法人（会社）が行政処分を受ける主体であるのに従業員が聴取を受けるという点に難しさがある。また、従業員は、会社から処分を受ける可能性があるが、録音・録画を実施すると何らかの形で聴取状況が表に出てしまわざるを得ず、このようなことを圧力に感じて聴取に臨まなければいけないのは問題である。
- ・ 独占禁止法上の行政調査手続では、これまで審決や判決で任意性や信用性が問題となったことはなく、そもそも任意の調査に録音・録画を導入することについては疑問がある。
- ・ 外部での検証については、苦情申立ての仕組みにより対応すべきではないか。
- ・ まずは調査が適正に行われるよう調査の現場において改善が図られるべきであり、聴取への苦情については、公正取引委員会の責任において、第三者的、中立的な関与の仕方で真摯に対応してもらいたい。
- ・ 苦情申立ての内容を検証するためにも、録音・録画制度が必要なのではないか。
- ・ 供述人が自己の記憶に基づき事実を供述し、審査担当者がその内容を正確に記録した供述調書が作成されることが保障される必要があるが、それを審査担当者が「否認」であると受け止め、又は供述内容をそのまま調書に録取せず、供述人からの訂正の申出に応じないということが散見されるので、供述調書の読み聞かせの場面だけでも録音・録画すべきである。
- ・ 事後的な検証には供述聴取の全過程の録音・録画が有用であるが、供述人に対する萎縮効果が大きいので、例えば読み聞かせ部分のみ、公正取引委員会の裁量で録音・録画を行うこととした場合に、実態解明機能に支障が生じるのか。（この点について、公正取引委員会から、読み聞かせの部分のみを公正取引委員会の裁量により行う録音・録画であっても、自らの供述により不利益を被るかもしれない会社に調書署名時の状況を知られることになってしまい、調査協力のインセンティブがない現状においては実態解明機能には支障が生じると考えられる旨の説明があった。）
- ・ 従業員の萎縮という問題については、公益通報者保護の観点から検討することも重要ではないか。
- ・ 供述聴取状況が会社側に知られてしまう等の録音・録画を導入した場合

の弊害に対しては、本人の意向、映像等を開示する時期や範囲等を工夫することにより対処できないか。（この点について、公正取引委員会から、その場合は会社から事前に同意をするよう強く求められることになり、供述人が困った立場に置かれるという問題があるとの説明があった。）

（調書作成時における供述人への調書の写しの交付について）

- ・ 平成25年の独占禁止法改正により導入される処分前手続における調書の閲覧・謄写に関する運用状況を見定めてから検討すべきである。

（供述聴取時における供述人によるメモの録取について）

- ・ 供述人が詳細なメモを作成することが目的であれば、供述調書の写しの交付と同様に、審査官の関心事項や手持ち情報が関係者間で共有され供述内容の調整が容易になるなどの弊害が生じることになるのではないか。
- ・ 供述人の記憶喚起が目的であれば、供述聴取中に作成しなくても、休憩時間中に作成することが可能ではないか。
- ・ 4～5時間の聴取で1回の休憩しかないとすると、休憩時まで聴取の内容を記憶しておくことは困難な場合もあるのではないか。
- ・ 供述人が供述聴取を受けた時間、休憩時間や聴取回数等をメモすることを認め、聴取が執拗に行われた場合には、それを基に苦情を申し立てることができるようにすればよいのではないか。

（調査協力のインセンティブの確保等について）

- ・ 防御権に関しては、やはり調査協力のインセンティブや非協力の場合の制裁の強化とセットで議論すべき。
- ・ 従業員から聴取することが問題になっているのであれば、処分の名宛人である会社に対し、社内調査を尽くして違反行為に関する事項について報告を求めるという方法を採用することはできないか。（この点について、公正取引委員会から、会社側に調査に協力するインセンティブがない現状においては、報告を求めて会社から出てくるのは、周辺事実や外形的に明らかで客観的な事実に限られるのではないかと考えられる旨の説明があった。）
- ・ 従業員が事実を供述しやすくする仕組みもトータルに考えて今後の方向性を示していくのがよいのではないか。

（6）第11回会合は10月15日（水）に開催予定。

以上

<文責 内閣府独占禁止法審査手続検討室 速報のため事後修正の可能性あり>